第8号様式(第8条関係)

第　　　　号

年　　月　　日

　 　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　御 杖 村 長

住 民 票 職 権 消 除 等 通 知 書

住民基本台帳法第3条第1項の規定（住民基本台帳の整備等）に基づき、同法第34条第2項に規定する調査を行った結果、あなたは下記の住所に不在住である事実を確認したため、同法第14条第1項に基づく措置として同法施行令第12条第1項の規定に基づき、あなたの住民票を　　　　年　　月　　日職権で（ 消除・記載修正 ）しましたので、同条第4項の規定により通知します。

記

　　　　住　　所

　　　　氏 　名

　　　　生年月日

消除又は記載修正の年月日及び内容

<教示>

 　この処分に不服のあるときは、行政不服審査法の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、御杖村長に対して審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法の規程によるこの処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に村を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において御杖村を代表する者は御杖村長となります。）なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、この処分について上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、その期間内であっても裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。